

仕 様 書

この仕様書は、公益財団法人広島県教育事業団(以下「甲」という。)が実施する貨物自動車の賃借について、受託業者(以下「乙」という。)が行うべき契約の内容と方法を定める。

乙は、この仕様書に基づいて賃貸を実施するものとする。

1 契約の名称

令和4年度貨物自動車賃貸借契約

2 契約の内容

(1) 保険補償内容

区 分	保 険 補 償 内 容
対 人	無制限/名(自賠償含む)
対 物	無制限(免責額0円)/事故
車両時価	時価額(免責額0円)/事故
搭 乗 者	死 亡 3,000万円/1名当たり 人身傷害・後遺障害 その程度により3,000万円を限度とする。
以上の補償額	

※乙は、乙指定の保険会社との間で上記自動車損害賠償保険契約を締結するとともに、賃貸借期間中、事故により発生した自動車修理代金債務及び甲がその責に帰すべき事由により第三者に支払うべき損害賠償債務について、その事項に付き、上記補償の限度内で、保険補償を行うこと。

但し、警察の事故証明のない場合は、この保険補償は適用されない。

(2) 日割計算

甲の指示により、賃貸借期間が1ヶ月未満となる場合は、日割計算(1か月を30日とする。)により算定(円位未満切り捨て)する。

(3) ノンオペレーションチャージ

甲は、賃借中の事故により、自動車の修理が必要となった場合、修理期間中の自動車の営業補償の一部として、下記金額を乙に対して支払うものとする。

区 分	甲の負担額
乙が、甲から自動車を返却場所で引取った場合	20,000円
乙が、甲から自動車を返却場所以外で引取った場合	50,000円

(4) 納車(返却)日時及び場所

日時： 納車は、甲が指示する日の午前8時30分まで、返却は甲が指示する日の午後5時以降とすること。

場所：①(公財)広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室

②(公財)広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室(広島県立総合体育館)

(5) 管理責任

甲の管理責任の始期は、甲が指示する納車日の午前8時30分からとし、終期は、甲が指示する返却日の午後5時までとする。

但し、終期について、甲の指示により午後5時以前又は、午後5時以後に返却(乙による引取り)が行われた場合は、その返却時までとする。

※乙の都合による納車日時以前の納車、返却日時以後の引取りに係る管理責任は乙に帰属すること。

(6) その他

ア 冬期間においては、甲の指示により、冬用タイヤ、タイヤチェーン等を装着又は装備すること。

イ 乙は、納車の際、あらかじめ燃料を満杯にするとともに、甲は、返却の際、同様に燃料を満杯にすること。

ウ 荷室は後部座席を倒した状態で、普通合板(910×1820×8.5mm程度)が10枚程度積載できること。

貨物自動車賃貸借契約書(案)

公益財団法人広島県教育事業団を甲とし、を
乙として、甲と乙は、次のとおり賃貸借契約を締結した。

(目的)

第1条 乙は、次のとおりその所有する貨物自動車(以下「自動車」という。)を甲に賃貸し、甲は、これを賃借することを約した。

1	品名	貨物自動車
2	数量	甲が指示する台数
3	単価金額	1台につき1月当たり 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
4	規格等	(1) 排気量1,200cc以上 令和元年式以降 (2) ガソリンエンジン・バンタイプ
5	賃貸借期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日までのうち 発掘調査等において、甲が必要とする期間
6	納車(返却)場所	(1) 公益財団法人広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室 (2) 公益財団法人広島県教育事業団事務局(広島県立総合体育館)
7	備考	賃貸借内容については、別紙「仕様書」のとおり

(賃貸借の指示)

第2条 甲は、乙に対し自動車の賃貸借を指示するときは、別紙貨物自動車賃貸借指示書をもって行うものとする。

2 乙は、前項の貨物自動車賃貸借指示書に記載された数量の自動車をその期間中、甲に賃貸借するものとする。

3 乙は、甲が1日単位で自動車の賃貸借を指示するときは、1日当たり第1条の単価金額の30分の1の金額で、甲に賃貸借するものとする。

(検査)

第3条 乙は、自動車の納車及び引取りを行ったときは、別紙納車・引取伝票により、その旨を甲に届け出るものとする。

2 甲は、前項の届け出があったときは、速やかに検査を行うものとする。

(自動車の使用)

第4条 甲は、自動車を使用するに当たっては、常に善良な管理者の注意をもって自動車を管理運行し、交通関係諸法規を遵守し、安全運転と事故防止に努め、自動車の保全に万全の注意を払うものとする。

(賃貸借料の支払)

第5条 乙は、甲が、自動車を賃借した場合は、月毎にその賃借料を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受領後、30日以内に賃借料を支払うものとする。

(損害賠償)

第6条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき理由により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第7条 甲又は乙は、相手方がこの契約の規定に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(疑義の解決)

第8条 この契約に定めのない事項で必要がある場合及びこの契約について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和4年3月25日

甲 広島市西区観音新町二丁目11番124号
公益財団法人 広島県教育事業団
理事長 樽谷敏治

乙